

地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）の概要

1 交付金の申請者：**都道府県又は市町村（特別区含む）** ※申請方法は、（市町村→）都道府県→内閣府

2 交付金の対象事業：都道府県又は市町村が**子供の貧困対策として実施する以下の(1)～(4)の事業**

(1) 実態調査・計画策定

【補助率1/2、補助基準額（事業費の上限）：原則300万円（①②の合計）】

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定
※令和元年の法改正により、都道府県に加え、市町村にも計画策定が努力義務化

（参考：交付金の活用例）

- ①調査票の設計、調査結果のデータ入力・分析等を行う臨時職員の報酬、有識者の意見聴取に係る旅費・謝金、調査票の発送・回収費
- ②計画策定委員会外部委員の旅費・謝金、報告書の印刷費、等

(2) 子供等支援事業

【補助率1/2、補助基準額：都道府県(政令市) 1,500万円・市町村800万円(①②の合計)、都道府県(政令市) 300万円・市町村150万円(③)】

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業、アウトリーチ支援等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社会福祉協議会、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修事業

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

（参考：交付金の活用例）

- ①コーディネーターの報酬、アウトリーチ支援のための交通費
- ②連携のための会議開催に係る会議費、会場借料、旅費・謝金
- ③研修会講師の旅費・謝金、開催通知の発送費、会場借料、等

(3) つながりの場づくり緊急支援事業

【補助率3/4、補助基準額：1事業あたり都道府県(政令市) 300万円、市町村150万円】

- ・子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを①自治体が自ら、②NPO等に委託して、③NPO等を補助して、実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業

- ※ ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業（生理用品の提供を含む）
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

（参考）委託等において、事業の実施に必要な人件費や食材費等を経費に含めることも可能。一方、団体運営に係る人件費等の経常的な経費は対象外。

※ 令和3年度補正予算（令和3年12月成立）において、以下の(4)事業を新たに創設

(4) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業

【補助率10/10、補助基準額：1事業あたり都道府県(政令市) 300万円、市町村150万円】

- ・地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業※

- ※ ア NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業
- イ 新たな居場所を新設する事業（例：既存の居場所と違う地域に新設）
- ウ 新たな取組を実施する事業（例：子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習支援も実施）

※以下の要件が必要

- ・自治体による委託事業であること
- ・事業の実施により、自治体とNPO等との間で新たな連携が生じるもの（上記ア～ウ）。

※ 交付金の交付要綱や交付実績等の詳細は内閣府ホームページを御参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>